ラクスル株式会社

第９回
定時株主総会招集ご通知

平成29年８月１日～平成30年７月31日

日　時

平成30年10月18日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前９時30分）

場　所

〒108－0074
東京都港区高輪３丁目26番33号
京急第10ビル　８階
TKP品川カンファレンスセンター
バンケットホール８Ｆ

議　案

第１号議案　取締役７名選任の件
第２号議案　監査役１名選任の件
第３号議案　取締役及び監査役の報酬額改定の件

お土産、お弁当はご用意しておりません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

（証券コード　4384）

証券コード　4384
平成30年９月28日

株　主　各　位

東京都品川区上大崎二丁目24番９号
ラ　ク　ス　ル　株　式　会　社
代表取締役社長CEO　松　本　恭　攝

第９回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第９回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成30年10月17日（水曜日）午後７時までに到着するよう議決権行使書をご返送くださるか、平成30年10月17日（水曜日）午後７時までにインターネット等によって議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

（インターネット等による議決権行使の方法等につきましては、次頁をご参照下さい。）

敬　具

記

１．日　　時　平成30年10月18日（木曜日）午前10時（受付開始：午前９時30分）

２．場　　所　東京都港区高輪３丁目26番33号
京急第10ビル　８階　TKP品川カンファレンスセンター　バンケットホール８Ｆ
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　第９期（平成29年８月１日から平成30年７月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役７名選任の件

第２号議案　監査役１名選任の件

第３号議案　取締役及び監査役の報酬額改定の件

４．議決権の行使について

議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取扱わせていただきます。

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://corp.raksul.com/ir/）に掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使について

インターネットにより議決権を行使される場合は、前頁「4．議決権の行使について」及び以下の事項をご確認のうえ、平成30年10月17日（水曜日）午後7時までに行使していただきますようお願い申し上げます。

1．議決権行使サイトについて

(1)　インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスし、実施して下さい。ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。

(注)携帯電話、ＰＤＡ、ゲーム機等による議決権行使はできません。

(2)　インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合があります。

(3)　インターネットによる議決権行使は、平成30年10月17日（水曜日）午後7時まで受付いたしますが、集計の都合上、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら下記4．宛にお問合せ下さい。

2．インターネットによる議決権の行使方法について

(1)　上記の議決権行使サイトにおいて、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

(2)　株主様以外の方による不正アクセス(いわゆる“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いしております。

3．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は株主様のご負担となりますので、ご了承下さい。

4．お問合せ先

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部　(ヘルプデスク)

電　　話　0120-173-027　(フリーダイヤル)

受付時間　9:00～21:00

株主総会参考書類

第１号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	松本 恭攝（まつもと やすかね） （昭和59年10月10日）	平成20年４月　A.T.カーニー株式会社入社 平成21年９月　当社設立　代表取締役社長CEO（現任） 平成30年９月　株式会社アイスタイル社外取締役就任予定	4,935,000株
2	永見 世央（ながみ よう） （昭和55年８月11日）	平成16年４月　みずほ証券株式会社入社 平成18年８月　カーライル・ジャパン・エルエルシー入社 平成25年９月　株式会社ディー・エヌ・エー入社 平成26年４月　当社入社　経営企画部長 平成26年10月　当社取締役CFO（現任）	80,000株
3	田部 正樹（たべ まさき） （昭和55年12月８日）	平成16年４月　株式会社丸井グループ入社 平成19年８月　株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ入社 平成26年８月　当社入社　マーケティング部長 平成28年10月　当社取締役CMO（現任） 平成30年８月　当社広告事業本部長（現任）	2,500株
4	福島 広造（ふくしま こうぞう） （昭和54年11月15日）	平成14年７月　フューチャーアーキテクト株式会社入社 平成18年11月　株式会社ボストン・コンサルティング・グループ入社 平成27年７月　当社入社　経営企画部長 平成28年11月　当社SCM部長 平成29年10月　当社取締役COO（現任） 平成30年８月　当社印刷事業本部長（現任）	35,500株
5	泉 雄介（いずみ ゆうすけ） （昭和54年１月24日）	平成12年６月　株式会社ビジュアルジャパン入社 平成17年７月　モルガン・スタンレー証券会社入社 平成24年３月　株式会社ディー・エヌ・エー入社 平成27年10月　当社入社　システム部長 平成29年10月　当社取締役CTO（現任） 平成30年８月　当社ハコベル事業本部長（現任）	7,000株

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6	朝倉祐介（あさくらゆうすけ） (昭和57年７月23日)	平成19年４月　マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン入社 平成22年８月　株式会社ネイキッドテクノロジー入社 平成22年10月　同社代表取締役 平成23年10月　株式会社ミクシィ入社 平成25年６月　同社代表取締役社長最高経営責任者 平成26年11月　スタンフォード大学客員研究員 平成27年５月　当社社外取締役（現任） 平成29年３月　政策研究大学院大学客員研究員（現任） 平成29年７月　シニフィアン株式会社共同代表（現任） 平成29年12月　株式会社セプテーニ・ホールディングス社外取締役（現任）	－
7	玉塚元一（たまつかげんいち） (昭和37年５月23日)	昭和60年４月　旭硝子株式会社入社 平成10年７月　日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成10年12月　株式会社ファーストリテイリング入社 平成14年11月　同社代表取締役社長兼COO 平成17年９月　株式会社リヴァンプ設立　代表取締役 平成23年３月　株式会社ローソン副社長執行役員COO 平成24年５月　同社取締役副社長執行役員COO 平成25年５月　同社取締役代表執行役員COO 平成26年５月　同社代表取締役社長 平成28年６月　同社代表取締役会長CEO 平成29年３月　ヤマハ発動機株式会社社外取締役（現任） 平成29年６月　株式会社デジタルハーツホールディングス代表取締役社長CEO（現任） 平成29年10月　当社社外取締役（現任）	4,500株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．取締役候補者とした理由

⑴　松本恭攝氏は、当社の創業者として先見性と強力なリーダーシップで当社を率いるとともに、BtoBシェアリングプラットフォームという当社ビジネスモデルの創出を主導してきたことから、今後も経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断して取締役として選任をお願いするものであります。

⑵　永見世央氏は、金融、投資、財務戦略全般について豊富な知見と経験を有しており、当社CFOとして資本政策及び経営管理業務全般を管掌し、当社の成長を牽引してきたことから、今後も経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断して取締役として選任をお願いするものであります。

⑶　田部正樹氏は、マーケティング戦略全般について豊富な知見と経験を有しており、当社CMOとして新規顧客獲得からリピート率の安定化までのマーケティング戦略全般を管掌し、当社の顧客基盤の確立に寄与してきたこ

とから、今後も経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断して取締役として選任をお願いするものであります。

⑷ 福島広造氏は、経営企画、生産管理全般について豊富な知見と経験を有しており、当社COOとして経営企画を管掌し、当社組織の効率化及びサービス供給体制の確立に寄与してきたことから、今後も経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断して取締役として選任をお願いするものであります。

⑸ 泉雄介氏は、ITサービスの設計、開発について豊富な知見と経験を有しており、当社CTOとして技術部門全般を管掌し、当社の事業及びサービスの開発、改善に寄与してきたことから、今後も経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断して取締役として選任をお願いするものであります。

3．朝倉祐介氏及び玉塚元一氏は、社外取締役候補者であります。

4．社外取締役候補者とした理由

⑴ 朝倉祐介氏は、上場企業における代表取締役としての経験に基づき、経営者としての豊富な経験と幅広い見識により当社の経営全般に関する助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断して社外取締役として選任をお願いするものであります。

⑵ 玉塚元一氏は、複数の上場企業における経営者としての経験に基づき、経営者としての豊富な経験と幅広い見識により当社の経営全般に関する助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断して社外取締役として選任をお願いするものであります。

5．朝倉祐介氏及び玉塚元一氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、朝倉祐介氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって３年５ヶ月、玉塚元一氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって１年となります。

6．当社は、朝倉祐介氏及び玉塚元一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。朝倉祐介氏及び玉塚元一氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

7．当社は、朝倉祐介氏及び玉塚元一氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、朝倉祐介氏及び玉塚元一氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。

8．「所有する当社の株式数」については、平成30年７月31日現在の所有株式数を記載しております。

9．玉塚元一氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社が保有する株式数を含んでおります。

第２号議案　監査役１名選任の件

監査体制強化を図るため、監査役１名を増員することといたしたく、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
宇都宮　純子（うつのみや　じゅんこ） 戸籍上の氏名 森田　純子 （昭和46年6月21日）	平成12年４月　弁護士登録　長島・大野・常松法律事務所入所 平成19年10月　株式会社東京証券取引所出向 平成23年11月　宇都宮総合法律事務所開設 平成24年６月　株式会社スタートトゥデイ社外監査役（現任） 平成25年４月　株式会社ソラスト社外監査役（現任） 平成25年９月　株式会社アドベンチャー社外取締役（現任） 平成30年２月　宇都宮・清水・陽来法律事務所開設　パートナー（現任）	－

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．宇都宮純子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

３．宇都宮純子氏は、社外監査役候補者であります。

４．社外監査役候補者とした理由

宇都宮純子氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに企業法務にも精通しており、当社の経営全般に適宜助言又は提言を頂き、監査体制強化に資するものと判断して社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

５．宇都宮純子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。

６．「所有する当社の株式数」については、平成30年７月31日現在の所有株式数を記載しております。

第３号議案　取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成28年10月27日開催の第７回定時株主総会において年額１億円以内、監査役の報酬額は、平成29年６月30日開催の臨時株主総会において年額２千万円以内とそれぞれ承認されております。

取締役の報酬額については当社の株式上場に伴う役員の責務の増大、他社水準、これまでの支給実績等を総合的に勘案し、年額３億円以内（うち社外取締役分３千万円以内）に改めさせていただきたいと存じます。

また、監査役の報酬額についても監査役の責務の増大、経営体制強化のための監査役の増員等を総合的に勘案し、年額５千万円以内に改めさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。

現在の取締役は７名（うち社外取締役２名）、監査役は３名（うち社外監査役３名）でありますが、第１号議案及び第２号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は７名（うち社外取締役２名）、監査役は４名（うち社外監査役４名）となります。

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（平成29年８月１日から
平成30年７月31日まで）

１．会社の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

わが国経済は、企業業績の回復、雇用・所得環境の改善などにより、景気は緩やかな回復が続くと期待されていますが、世界的な地政学的リスクの高まりや欧州の政情不安、米国の政治・経済の動向等により、景気の先行きは不透明な状況で推移すると予想されております。

印刷業界においては、デジタルメディアの拡大とともに従来型の紙媒体の需要が減少傾向にあります。その一方で、印刷EC業界は潜在需要が大きく、平成24年度から平成30年度までの年平均成長率が10％超、また平成30年度の市場規模は920億円に拡大していると想定されております（株式会社矢野経済研究所『印刷通販市場に関する調査結果2013』平成25年11月７日発表によります）。

また、国内のトラック運送事業は、約14兆円という巨大な市場であります（国土交通省「物流を取り巻く現状について」平成29年２月によります）。しかし、業界構造は多重下請け構造となっているうえ、車両の手配は電話・FAXでの連絡が中心であり人力に頼った運用となっているのが実態であります。当社は物流業界においてもＩＴによる効率化を図るとともに業界構造そのものをフラット化することで、荷主・運送会社双方に新たな価値提供ができると考えております。また平成29年７月には物流業界全体の変革を一層加速化させる目的で、業界最大手のヤマトホールディングス株式会社と資本提携を行い、わが国の物流が抱えているドライバー不足などの様々な課題を解決するため、新たな物流インフラを構築すべく注力してまいりたいと考えております。

このような状況の中、当社は、「仕組みを変えれば世界はもっと良くなる」というビジョンの下、主に印刷・集客支援（広告）のシェアリングプラットフォーム「ラクスル」と、物流のシェアリングプラットフォーム「ハコベル」を運営してまいりました。

「ラクスル」では、商品ラインナップの拡充や無料のデザイン制作ソフト「オンラインデザイン」の提供等顧客の利便性向上に努めております。また、「ハコベル」においても、登録運送業者数の増加やマッチング効率の上昇等、継続的にサービスの拡充に努めております。さらに、両事業とも将来を見据え、登録ユーザー数増加に向けた広告宣伝投資を積極的に行い、組織体制強化のための人材採用に注力いたしました。

以上の結果、当期の売上高は11,174百万円（前事業年度比45.6％増）、営業利益は93百万円（前事業年度は営業損失1,145百万円）、経常利益は43百万円（前事業年度は経常損失1,163百万円）、当期純利益は15百万円（前事業年度は当期純損失1,175百万円）となりました。

事業別売上高

事業区分	第８期 (平成29年７月期) (前事業年度)		第９期 (平成30年７月期) (当事業年度)		前事業年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
印刷事業	7,500,337千円	97.7%	10,594,813千円	94.8%	3,094,475千円	41.3%
運送事業	168,670	2.2	509,354	4.6	340,683	202.0
その他事業	6,047	0.1	70,081	0.6	64,034	1,058.9
合計	7,675,055	100.0	11,174,249	100.0	3,499,193	45.6

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は48,072千円で、その主なものは本社内装工事等にかかるもの37,366千円、印刷ECサービス拡充に伴うソフトウエアの取得にかかるもの4,030千円等であります。

③ 資金調達の状況

当社は、平成30年５月31日付での東京証券取引所マザーズ市場への上場にあたり、公募増資により2,500,000株の株式を発行し、3,468,750千円の資金調達を行いました。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第６期 (平成27年７月期)	第７期 (平成28年７月期)	第８期 (平成29年７月期)	第９期 (当事業年度) (平成30年７月期)
売上高（千円）	2,644,963	5,082,189	7,675,055	11,174,249
経常利益又は経常損失（△）（千円）	△1,731,998	△1,438,737	△1,163,101	43,242
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	△1,754,754	△1,448,470	△1,175,411	15,459
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）（円）	△118.76	△98.03	△79.55	0.72
総資産（千円）	4,426,066	3,535,257	4,869,763	8,787,883
純資産（千円）	3,583,512	2,135,041	3,009,629	6,675,797
１株当たり純資産（円）	△28.32	△126.35	△205.90	242.29

（注）１．平成29年12月21日付で、Ａ種優先株主及びＢ種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのＡ種優先株式（68,961株）及びＢ種優先株式（25,000株）を自己株式として取得し、対価として当該Ａ種優先株主及びＢ種優先株主にＡ種優先株式及びＢ種優先株式１株につき普通株式１株を交付しております。また、その後同日付で当該Ａ種優先株式及びＢ種優先株式の全てを消却しております。

２．平成30年２月１日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っております。第１期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）を算定しております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

⑷ 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

①国内印刷EC市場の拡大

当社が事業を展開する国内印刷EC市場は、株式会社矢野経済研究所が発表した「印刷通販市場に関する調査結果2013」によると、平成24年度から平成30年度までの年平均成長率が10%超、また平成30年度の市場規模は920億円に拡大していると想定されております。EC化率の継続的な上昇を背景に急速な成長を続ける国内印刷EC市場の中で、リーディングカンパニーの１社として市場を牽引する立場であり続けることが当社の成長においても重要であると考えております。

②サービスの認知度向上、新規ユーザーの獲得

当社が今後も高い成長率を持続していくためには、当社サービスの認知度を向上させ、新規ユーザーを獲得することが必要不可欠であると考えております。従来より、積極的な広報活動に加え、インターネットを活用したマーケティング・広告活動、大手企業との提携等により認知度向上に向けた取り組みを行ってまいりましたが、今後、これらの活動をより一層強化・推進してまいります。

③顧客ニーズ充足を意識した商品ラインナップ拡充

当社における顧客基盤の拡大に伴い、顧客ニーズも多様化いたします。当社は、多様化する顧客ニーズを的確に捉え、一般的にロングテールといわれる購買頻度の少ない商品も含めた取扱商品の拡大を推進するとともに、新規カテゴリへの拡張、更なる顧客基盤の拡大へと繋げていくことが重要であると考えております。新規カテゴリとしては、平成27年３月に集客支援（広告）サービスを開始する等、商品ラインナップの拡充を継続的に進めております。

④事業拡大と収益性向上を両立した事業運営

当社の事業モデルの特長の一つに、自社では印刷工場を有することなく全国の印刷会社と提携し、各会社における印刷機の非稼働時間を活用することで、ファブレス型の生産体制を採用している点があります。事業基盤が拡大にするにつれて提携印刷会社数及び一会社当たりへの発注量も増えていきますが、提携印刷会社との綿密なコミュニケーション及び協業により、事業が拡大していく中でも低価格かつ安定した品質の商品を継続して提供してまいります。

⑤取引データの蓄積・解析体制の強化

当社事業での取引の情報は、日々当社データベースに蓄積されております。注文情報や商品構成等、ユーザーの動きを把握し、PDCAサイクルを高速で回せる仕組みを整備しておりますが、より高度なデータ活用を行っていく必要があると考えております。例えば、どのような顧客がどのような商品をどのような単価で注文したか、というECサイトならではの情報をビッグデータとして蓄積し、独自に解析することで、サービ

スレベルとユーザーのロイヤリティを向上させていくことが今後のサービス拡充においては必要不可欠であると考えております。そのため、取引を通じて取得するデータの整備とこれを独自に解析していくための体制構築に取り組んでまいります。

⑥情報管理体制の強化

当社は、ユーザーの個人情報を多く預かっており、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、個人情報保護方針及び社内規程に基づき管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステムの整備等を継続して行ってまいります。

⑦システムの安定性強化

当社はインターネットを介したサービス提供を行っているため、そのシステムを安定的に稼働させることが重要になります。そのために、突発的なアクセス増加にも耐えられるようなサーバー設備の強化や、システム安定稼動のための人員確保、教育・研修の実施等に努めてまいります。

⑧組織体制の整備

当社の継続的な成長には、事業拡大に応じて多岐に亘るバックグラウンドの優秀な人材を採用し、組織体制を整備していくことが重要であると考えております。当社の理念に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員が中長期で働きやすい環境の整備、人事制度の構築を実施してまいります。

⑸ **主要な事業内容**（平成30年７月31日現在）

事業区分	事業内容
印刷事業	印刷・集客支援（広告）のシェアリングプラットフォーム「ラクスル」を運営しております。
運送事業	物流のシェアリングプラットフォーム「ハコベル」を運営しております。
その他の事業	他社システム構築支援・保守業務等を行っております。

⑹ **主要な営業所**（平成30年７月31日現在）

本社	東京都品川区
支店	京都事業所（京都府京都市）

⑺ **従業員の状況**（平成30年７月31日現在）

事業区分	従業員数	前事業年度末比増減
印刷事業	104（18）名	10名増（26名減）
運送事業	21（1）	10名増（増減無）
全社（共通）	55（0）	42名増（1名減）
合計	180（19）	62名増（27名減）

（注） 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近１年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（平成30年７月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	199百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	150
株式会社三井住友銀行	120

⑼ **その他会社の現況に関する重要な事項**

当社は、平成30年５月31日に東京証券取引所マザーズ市場に上場しております。

2．株式の状況 (平成30年７月31日現在)

⑴ 発行可能株式総数 96,688,000株

(注) 1．平成29年12月22日付開催の臨時株主総会決議により発行可能株式総数に係る定款の変更を行い、発行可能株式総数は233,120株減少しております。
2．平成30年２月１日付で株式分割 (1株を100株に分割) に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は95,721,120株増加しております。

⑵ 発行済株式の総数 27,548,600株

(注) 1．平成30年１月の新株予約権の権利行使に伴う新株の発行により、8,450株増加しております。
2．平成30年２月１日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行い、24,766,830株増加しております。
3．平成30年５月30日を払込期日とする、公募増資による株式発行により、2,500,000株増加しております。
4．平成30年６月の新株予約権の権利行使に伴う新株の発行により、31,600株増加しております。

⑶ 株主数 4,239名

⑷ 大株主

株主名	持株数	持株比率
松本恭攝	4,935千株	17.91%
株式会社オプトホールディング	4,773	17.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,372	8.61
株式会社日本政策投資銀行	1,912	6.94
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,095	3.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,022	3.71
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDUUCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	930	3.37
THE BANK OF NEW YORK 133524	747	2.71
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	707	2.56
日本生命保険相互会社	475	1.72

(注) 1．平成30年６月７日付でフィデリティ投信株式会社から提出された大量保有報告書において、平成30年５月31日現在で同社が1,478千株（持株比率5.37%）を保有している旨が記載されておりますが、当事業年度末日時点の株主名簿上で確認することができませんので、上記大株主には含めておりません。
2．平成30年８月６日付でＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社及び共同保有者１名から連名で提出された大量保有報告書（変更報告書）において、平成30年７月31日現在で同社及びその共同保有者が2,088千株（持株比率合計7.58%）を保有している旨が記載されておりますが、当事業年度末日時点の株主名簿上で確認することができませんので、上記大株主には含めておりません。

⑸ その他株式に関する重要な事項

平成29年12月21日付で、Ａ種優先株主及びＢ種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのＡ種優先株式及びＢ種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該Ａ種優先株主及びＢ種優先株主にＡ種優先株式及びＢ種優先株式１株につき普通株式１株を交付しております。また、その後同日付で当該Ａ種優先株式及びＢ種優先株式の全てを消却しております。

3．新株予約権等の状況

⑴ 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第４回新株予約権	第６回新株予約権
発行決議日		平成26年11月21日	平成27年５月22日
新株予約権の数		5,834個	790個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 583,400株 (新株予約権１個につき 100株)	普通株式 79,000株 (新株予約権１個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 31,300円 (１株当たり 313円)	新株予約権１個当たり 31,300円 (１株当たり 313円)
権利行使期間		平成28年11月22日から 平成36年11月21日まで	平成29年５月23日から 平成37年５月22日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 3,600個 目的となる株式数 360,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
	社外取締役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 450個 目的となる株式数 45,000株 保有者数 1名
	監査役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
摘要		上記のうち、取締役１名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。	－

		第７回新株予約権	第６-２回新株予約権
発行決議日		平成27年５月22日	平成27年８月11日
新株予約権の数		4,800個	560個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 480,000株 (新株予約権１個につき 100株)	普通株式 56,000株 (新株予約権１個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり280円とする。	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 31,300円 (１株当たり 313円)	新株予約権１個当たり 31,300円 (１株当たり 313円)
権利行使期間		平成27年５月26日から 平成37年５月25日まで	平成29年８月12日から 平成37年８月11日まで
行使の条件		(注) 3	(注) 4
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 3,050個 目的となる株式数 305,000株 保有者数 １名	新株予約権の数 500個 目的となる株式数 50,000株 保有者数 １名
	社外取締役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
	監査役	新株予約権の数 150個 目的となる株式数 15,000株 保有者数 ２名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
摘要		－	上記のうち、取締役１名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

		第６-３回新株予約権	第９回新株予約権
発行決議日		平成27年10月13日	平成28年10月27日
新株予約権の数		2,120個	2,730個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　212,000株 (新株予約権１個につき　100株)	普通株式　273,000株 (新株予約権１個につき　100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　31,300円 (１株当たり　313円)	新株予約権１個当たり　31,300円 (１株当たり　313円)
権利行使期間		平成29年10月14日から 平成37年10月13日まで	平成30年10月28日から 平成38年10月27日まで
行使の条件		(注) 5	(注) 6
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　1,100個 目的となる株式数　110,000株 保有者数　３名	新株予約権の数　2,050個 目的となる株式数　205,000株 保有者数　３名
	社外取締役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名
	監査役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名
摘要		上記のうち、取締役３名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。	上記のうち、取締役２名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

		第９-５回新株予約権	第１０回新株予約権
発行決議日		平成29年５月17日	平成29年６月15日
新株予約権の数		1,520個	600個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 152,000株 (新株予約権１個につき 100株)	普通株式 60,000株 (新株予約権１個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 31,300円 (１株当たり 313円)	新株予約権１個当たり 31,300円 (１株当たり 313円)
権利行使期間		平成31年５月18日から 平成39年５月17日まで	平成31年７月１日から 平成39年６月30日まで
行使の条件		(注) 7	(注) 8
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 1,520個 目的となる株式数 152,000株 保有者数 １名	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 １名
	社外取締役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
	監査役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
摘要		－	上記のうち、取締役１名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

		第１１回新株予約権
発行決議日		平成29年10月27日
新株予約権の数		960個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　96,000株 (新株予約権１個につき　100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　34,000円 (１株当たり　340円)
権利行使期間		平成31年10月28日から 平成39年10月27日まで
行使の条件		（注）９
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　330個 目的となる株式数　33,000株 保有者数　３名
	社外取締役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名
	監査役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名
摘要		－

（注）１．第４回新株予約権の行使の条件

（１）新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。

（２）本新株予約権の相続はこれを認めない。

（３）本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。

① 上場日の翌日から上場日後１年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%

② 上場日後１年を経過した日から上場日後２年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の50%

③ 上場日後２年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%

（４）その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

2．第６回新株予約権の行使の条件

（１）新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。

（２）本新株予約権の相続はこれを認めない。

（３）本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。

① 上場日の翌日から上場日後１年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20％

② 上場日後１年を経過した日から上場日後２年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の50％

③ 上場日後２年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100％

（４）その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

3．第７回新株予約権の行使の条件

（１）新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。

（２）本新株予約権の相続はこれを認めない。

（３）その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

4．第６－２回新株予約権の行使の条件

（１）新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。

（２）本新株予約権の相続はこれを認めない。

（３）本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。

① 上場日の翌日から上場日後１年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20％

② 上場日後１年を経過した日から上場日後２年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40％

③ 上場日後２年を経過した日から上場日後３年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60％

④ 上場日後３年を経過した日から上場日後４年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80％

⑤ 上場日後４年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100％

（４）その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

5．第６－３回新株予約権の行使の条件

（1）新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。

（2）本新株予約権の相続はこれを認めない。

（3）本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。

① 上場日の翌日から上場日後１年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%

② 上場日後１年を経過した日から上場日後２年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%

③ 上場日後２年を経過した日から上場日後３年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%

④ 上場日後３年を経過した日から上場日後４年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%

⑤ 上場日後４年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%

（4）その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

6．第９回新株予約権の行使の条件

（1）新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。

（2）本新株予約権の相続はこれを認めない。

（3）本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。

① 上場日の翌日から上場日後１年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%

② 上場日後１年を経過した日から上場日後２年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%

③ 上場日後２年を経過した日から上場日後３年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%

④ 上場日後３年を経過した日から上場日後４年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%

⑤ 上場日後４年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%

（4）その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

7．第9-5回新株予約権の行使の条件

（1）新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。

（2）本新株予約権の相続はこれを認めない。
（3）本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。
① 上場日の翌日から上場日後１年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%
② 上場日後１年を経過した日から上場日後２年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
③ 上場日後２年を経過した日から上場日後３年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%
④ 上場日後３年を経過した日から上場日後４年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%
⑤ 上場日後４年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
（4）その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

8．第10回新株予約権の行使の条件
（1）新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
（2）本新株予約権の相続はこれを認めない。
（3）本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。
① 上場日の翌日から上場日後１年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%
② 上場日後１年を経過した日から上場日後２年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
③ 上場日後２年を経過した日から上場日後３年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%
④ 上場日後３年を経過した日から上場日後４年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%
⑤ 上場日後４年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
（4）その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

9．第11回新株予約権の行使の条件
（1）新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
（2）本新株予約権の相続はこれを認めない。
（3）本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。

① 上場日の翌日から上場日後１年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%
② 上場日後１年を経過した日から上場日後２年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
③ 上場日後２年を経過した日から上場日後３年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%
④ 上場日後３年を経過した日から上場日後４年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%
⑤ 上場日後４年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%

（4）その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

10. 平成30年２月１日付で行った１株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。

⑵ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第11回新株予約権
発行決議日		平成29年10月27日
新株予約権の数		960個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 96,000株 (新株予約権１個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 34,000円 (１株当たり 340円)
権利行使期間		平成31年10月28日から 平成39年10月27日まで
行使の条件		(注) 1
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 630個 目的となる株式数 63,000株 交付者数 5名

(注) 1．第11回新株予約権の行使の条件

（1）新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。

（2）本新株予約権の相続はこれを認めない。

（3）本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。

① 上場日の翌日から上場日後１年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%

② 上場日後１年を経過した日から上場日後２年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%

③ 上場日後２年を経過した日から上場日後３年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%

④ 上場日後３年を経過した日から上場日後４年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%

⑤ 上場日後４年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%

（4）その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

2．平成30年２月１日付で行った１株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「使用人等への交付状況」における「目的となる株式数」は調整されております。

4．会社役員の状況

⑴ 会社役員の状況（平成30年７月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松本 恭攝	CEO
取締役	永見 世央	CFO
取締役	田部 正樹	CMO
取締役	福島 広造	COO
取締役	泉 雄介	CTO
取締役（社外）	朝倉 祐介	シニフィアン株式会社　共同代表 株式会社セプテーニ・ホールディングス　社外取締役
取締役（社外）	玉塚 元一	株式会社デジタルハーツホールディングス　代表取締役社長CEO ヤマハ発動機株式会社　社外取締役
常勤監査役（社外）	森 尚美	
監査役（社外）	山田 啓之	AZX総合会計事務所　代表 Fringe81株式会社　社外監査役 株式会社みんなのウェディング　社外監査役
監査役（社外）	琴坂 將廣	慶應義塾大学　総合政策学部准教授 株式会社ユーザベース　社外監査役

（注）１．常勤監査役森尚美氏及び監査役山田啓之氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役森尚美氏は、公認会計士の資格を有しております。
・監査役山田啓之氏は、税理士の資格を有しております。
２．平成29年10月27日開催の第８回定時株主総会において、福島広造氏、泉雄介氏及び玉塚元一氏が新たに取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。
３．取締役朝倉祐介氏は、平成29年12月21日付で株式会社セプテーニ・ホールディングスの社外取締役に就任いたしました。
４．当社と社外役員の重要な兼職先との関係は、後記「⑸ 社外役員に関する事項」に記載しております。
５．当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6．当事業年度末日後の取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏　　名	異動前	異動後	異動年月日
田　部　正　樹	取締役CMO	取締役CMO 広告事業本部長	平成30年８月１日
福　島　広　造	取締役COO	取締役COO 印刷事業本部長	平成30年８月１日
泉　　雄　介	取締役CTO	取締役CTO ハコベル事業本部長	平成30年８月１日

7．代表取締役社長松本恭攝氏は、平成30年９月26日開催予定の株式会社アイスタイル第19回定時株主総会における取締役選任議案の社外取締役候補であります。

⑵ 事業年度中に退任した取締役及び監査役の状況

氏　名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
伊佐山　元	平成29年10月27日	任期満了	社外取締役 WiL LLC　CEO
梶村　毅	平成29年12月22日	任期満了	社外取締役 株式会社日本政策投資銀行　企業投資部課長

⑶ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

⑷ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　分	員　数	報　酬　等　の　額
取締役 （うち社外取締役）	9名 (4)	78百万円 (3)
監査役 （うち社外監査役）	3 (3)	10 (10)
合計 （うち社外役員）	12 (7)	89 (14)

（注）１．上記には、平成29年10月27日開催の第８回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名（うち社外取締役１名）及び平成29年12月22日開催の臨時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名（うち社外取締役１名）を含んでおります。

２．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

３．取締役の報酬限度額は、平成28年10月27日開催の第７回定時株主総会において年額１億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、これとは別枠として、平成29年10月27日開催の第８回定時株主総会においてストックオプション目的の新株予約権を付与しており、その額は第11回新株予約権420個（普通株式42,000株）分の公正な評価額を上限とすることとしております。

４．監査役の報酬限度額は、平成29年６月30日開催の臨時株主総会において年額２千万円以内と決議いただいております。

⑸ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地　位	氏　　名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	朝　倉　祐　介	シニフィアン株式会社　共同代表 株式会社セプテーニ・ホールディングス　社外取締役	特別の関係はありません。
取締役	玉　塚　元　一	株式会社デジタルハーツホールディングス　代表取締役社長CEO ヤマハ発動機株式会社　社外取締役	特別の関係はありません。
監査役	山　田　啓　之	AZX総合会計事務所　代表 Fringe81株式会社　社外監査役 株式会社みんなのウェディング　社外監査役	特別の関係はありません。
監査役	琴　坂　將　廣	慶應義塾大学　総合政策学部准教授 株式会社ユーザベース　社外監査役	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 朝倉祐介	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回（出席率100%）に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から助言・提言を行っております。
取締役 玉塚元一	平成29年10月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回（出席率85%）に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から助言・提言を行っております。
監査役 森尚美	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回（出席率100%）、監査役会13回のうち13回（出席率100%）に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地に基づき、適宜発言を行っております。
監査役 山田啓之	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回（出席率100%）、監査役会13回のうち13回（出席率100%）に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、税理士としての専門的見地及び社外役員としての豊富な経験に基づき、適宜発言を行っております。
監査役 琴坂將廣	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回（出席率100%）、監査役会13回のうち13回（出席率100%）に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、大学教員としての専門的見地及び社外役員としての豊富な経験に基づき、適宜発言を行っております。

5．会計監査人の状況

⑴ **名称**　　EY新日本有限責任監査法人

（注）当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、平成30年７月１日をもって、EY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

⑵ **報酬等の額**

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶ **非監査業務の内容**

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

⑷ **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴ 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は業務の適正性を確保するための体制として、平成26年11月11日の取締役会にて「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議を行っております（平成27年５月12日及び平成29年11月16日改訂決議）。

１．取締役及び使用人の職務の執行が法令又は定款に適合することを確保するための体制

（１）当社及び役職員が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように、コンプライアンス規程を定める。

（２）当社のコンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、取締役及び役職員の法令違反につき通報できる体制をとり、コンプライアンス体制の機能状態をモニタリングする。

（３）取締役会の事務局を設置し、①必要に応じて速やかに取締役会を開催し、取締役会上程基準の定める事項が適時に上程・審議される体制とし、②取締役会の議案について十分な審議を可能とする資料の作成支援、議案内容の事前説明を行うことにより、社外取締役及び監査役の議案の理解を促し、適法性その他の確認が適切になされることを確保する。

（４）取締役は、他の取締役の法令又は定款に違反する行為を発見した場合、直ちに監査役会及び取締役会に報告する。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程及び情報管理規程に従い、適切に記録、保存、管理する。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（１）当社のリスク管理を体系的に定めるリスク管理規程を定め、同規程に基づくリスク管理体制の構築及び運用を行う。

（２）内部監査担当者は各組織のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告する。

４．当社及びその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

（１）関係会社に関する業務の円滑化と管理の適正化を図るため、関係会社管理規程を定め、関係会社の管理を担当する部署は、同規程に基づいて関係会社が効率的にその経営目的を達成できるよう管理指導する。

（２）内部監査担当者は、必要に応じ当社の関係会社の管理状況及び子会社等の業務活動について、内部監査を実施する。

５．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（１）取締役会は、取締役会規程、職務権限規程、業務分掌規程及び稟議規程等を定め、業務執行の責任体制と業務プロセスを明確にすることにより、取締役会の決定に基づく業務執行の迅速かつ効率的な処理を推進する。

（2）取締役の職務の執行を効率的に行うことを確保する体制として、月1回定例の取締役会の他、随時に経営会議を開催し、基本方針・戦略を決定する。

6．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（1）使用人は、取締役会で定められた組織・職務分掌等に基づき職務の執行を行う。

（2）内部監査担当者は、監査役・会計監査人と連携・協力のうえ、内部統制システムの整備・運用状況を監視し、検証する。

7．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

（1）監査役が必要と判断し求めた場合には、監査役の職務を補助する使用人を速やかに設置する。

（2）補助すべき使用人を設置する場合には、使用人の人数や人事異動・人事考課等については監査役会の同意を要するものとし、取締役からの独立性が確保されるよう、その人事については、取締役と監査役が協議を行う。

8．監査役への報告に関する体制その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、監査役は取締役会その他重要な会議に出席する。

（2）監査役は代表取締役と定期的な会合を通じ監査上の重要な事実等について意見交換を行う。

（3）監査役は、月１回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

（4）当社グループの取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。

（5）監査役は、取締役会議事録等の業務執行に関わる記録を常に閲覧することができる。

（6）監査役は、稟議書等全ての重要な決裁書類を確認することができる。

（7）監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

（8）内部通報制度の通報状況について速やかに監査役に報告を行う。

9．監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関わる方針

監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続き等の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行う。

１０．反社会的勢力排除に向けた体制

（1）当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、社会的責任及び企業防衛等の観点から、断固として対決する旨を、活動方針に定める。

（2）反社会的勢力からの不当な要求があった際は、顧問弁護士へ逐一相談を行うこととする。

⑵ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記「内部統制システムに関する基本方針」に基づいて、体制整備とその運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①取締役会の職務執行

当事業年度において取締役会は16回開催され、取締役及び監査役の出席の下、個別議案の決議及び報告だけでなく、重要な事業戦略や経営方針について議論を行っております。当社の取締役会は、社外取締役２名を含めた取締役７名で構成されておりますが、事前に資料を共有し、十分な審議時間を確保することで、社外取締役も含めた活発で実質的な審議が行われております。

②コンプライアンス及びリスク管理

当社は、自己規律に基づく経営の健全性を確保することを目的として「コンプライアンス規程」等の社内規程を定め、個人情報保護、情報セキュリティ、インサイダー取引、その他の法令遵守をテーマとした研修・情報発信を定期的に実施し、その周知徹底を図っております。

また、リスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的として「リスク管理規程」を定め、社内取締役及び各部門長で構成する経営会議において定期的にリスクの収集、評価、対処状況の監督を行い、取締役会に報告しております。

加えて、リスク事項又はコンプライアンス上問題のある行為を早期に発見することを目的として、「内部通報規程」を定めて運用しております。組織及び事業の拡大に応じて、内部通報制度の実効性を向上させるため、平成30年8月1日から新たに従来の内部窓口のほか外部窓口も設置しております。

③内部監査の実施

当社は、代表取締役の命を受けた内部監査担当者による定期的な内部監査を実施しており、当該結果については、代表取締役に直接報告され、後日、改善状況の確認を行っております。当社は、現在の組織規模を勘案し、独立した内部監査部門を設置しておらず、経営管理部及び印刷事業部に所属する３名の内部監査担当者が所属部署以外の内部監査を担当する、いわゆる相互監査を実施しております。内部監査担当者は、監査役及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について三者間で情報共有することで連携を図っております。

④監査役の監査

監査役は監査役会で定めた監査計画に基づき、取締役会その他重要な会議への出席、重要書類の閲覧、取締役との面談及び従業員への質問等により、取締役の業務執行についての監査を実施しました。当事業年度において監査役会は13回開催され、監査役相互に実施した監査の状況について情報共有したほか、内部監査担当者及び会計監査人との連携により監査の効率性と実効性の向上に努めております。

7．会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

8．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮して適切な配当の実施をしていくことを基本方針としております。しかしながら、現時点では事業も成長段階にあることから内部留保の充実が重要であると考え、配当を行っておらず、今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

貸借対照表

(平成30年7月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**7,680,820**	**流動負債**	**1,846,768**
現金及び預金	6,366,217	買掛金	907,003
受取手形	2,807	短期借入金	220,000
売掛金	1,136,914	1年内返済予定の長期借入金	194,868
前払費用	61,556	リース債務	36,556
繰延税金資産	82,474	未払金	241,996
その他	30,862	未払法人税等	50,349
貸倒引当金	△13	未払消費税等	121,277
固定資産	**1,107,063**	前受金	34,913
有形固定資産	**713,049**	その他	39,803
建物	191,309	**固定負債**	**265,317**
減価償却累計額	△28,149	長期借入金	91,430
機械及び装置	582,936	リース債務	41,402
減価償却累計額	△163,670	資産除去債務	102,943
工具、器具及び備品	37,375	繰延税金負債	29,541
減価償却累計額	△17,250	**負債合計**	**2,112,085**
リース資産	170,000	**(純資産の部)**	
減価償却累計額	△59,500	**株主資本**	**6,674,887**
無形固定資産	**54,188**	**資本金**	**1,926,045**
ソフトウエア	54,188	**資本剰余金**	**4,733,383**
投資その他の資産	**339,825**	資本準備金	4,733,383
投資有価証券	90,000	**利益剰余金**	**15,459**
関係会社株式	64,888	その他利益剰余金	15,459
長期前払費用	102	繰越利益剰余金	15,459
差入保証金	184,835	**新株予約権**	**910**
資産合計	**8,787,883**	**純資産合計**	**6,675,797**
		負債純資産合計	**8,787,883**

損 益 計 算 書

（平成29年８月１日から
平成30年７月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**11,174,249**
売上原価	**8,412,650**
売上総利益	**2,761,599**
販売費及び一般管理費	**2,668,560**
営業利益	**93,038**
営業外収益	**3,417**
受取利息	50
受取配当金	780
その他	2,586
営業外費用	**53,212**
支払利息	13,409
株式交付費	39,152
その他	650
経常利益	**43,242**
特別損失	**62,778**
関係会社株式評価損	62,778
税引前当期純損失	**△19,535**
法人税、住民税及び事業税	17,939
法人税等調整額	△52,933
当期純利益	**15,459**

株主資本等変動計算書

（平成29年８月１日から
平成30年７月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	100,000	3,922,672	160,076	4,082,749	△1,175,411	△1,175,411	3,007,338	2,291	3,009,629
当期変動額									
新株の発行	1,826,045	1,826,045		1,826,045			3,652,090		3,652,090
当期純利益					15,459	15,459	15,459		15,459
欠損填補		△1,015,334	△160,076	△1,175,411	1,175,411	1,175,411			－
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）								△1,381	△1,381
当期変動額合計	1,826,045	810,710	△160,076	650,633	1,190,870	1,190,870	3,667,549	△1,381	3,666,167
当期末残高	1,926,045	4,733,383	－	4,733,383	15,459	15,459	6,674,887	910	6,675,797

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法

②　その他有価証券

・時価のないもの　移動平均法による原価法

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、機械及び装置並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備　８年～18年

工具、器具及び備品　３年～15年

機械及び装置　10年

②　無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウエア　定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用期間（５年）に基づいております。

③　リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

⑶　引当金の計上基準

貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑷　繰延資産の処理方法

株式交付費　株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

⑸　その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2．会計上の見積りの変更に関する注記

当事業年度において、当社の本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務に係る資産除去債務について、本社事務所の拡張を行ったことに伴い、使用見込期間に関して見積りの変更を行いました。

また、資産除去債務の計上については、従来、負債計上に代えて不動産賃貸契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっておりましたが、当事業年度より、原状回復費用を資産除去債務として負債計上することといたしました。これは、当事業年度において本社事務所の拡張を行ったことにより、原状回復費用の総額が敷金の総額を上回ることとなり、従来の方法によることが認められなくなったことによるものであります。

これにより、当事業年度において資産除去債務を102,367千円計上しております。なお、見積りの変更による影響額は軽微であります。

3．株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	27,548,600株

⑵　当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	1,186,200株

4．税効果会計に関する注記

⑴　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与	7,026千円
投資有価証券評価損	3,062千円
関係会社株式評価損	20,264千円
資産除去債務	31,526千円
未払事業税	9,327千円
税務上の繰越欠損金	1,442,231千円
その他	11,395千円
繰延税金資産小計	1,524,832千円
評価性引当額	△1,442,357千円
繰延税金資産合計	82,474千円
繰延税金負債	
資産除去債務	△29,541千円
繰延税金負債合計	△29,541千円
繰延税金資産の純額	52,933千円

⑵　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

5．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

②　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスク又は取引先の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主として本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

営業債務である買掛金、未払金は１年以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

一部の借入金については、変動金利であり、金利変動のリスクに晒されております。

外貨建債権債務については、為替変動リスクに晒されております。

③　金融商品に係るリスク管理体制

（ア）信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、経理規程及び与信管理規程に従い、経営管理部が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、入金状況を営業部門に随時連絡しております。これにより財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

（イ）市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は変動金利による借入金については定期的に金利の動向を把握し、管理しております。外貨建債権債務に係る為替変動リスクは通貨別に区分し、定期的に把握し、管理しております。

（ウ）資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は利益計画に基づき経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織りこんでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑵ 金融商品の時価等に関する事項

平成30年７月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません。（（注）２.参照）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金及び預金	6,366,217	6,366,217	－
（2）受取手形	2,807	2,807	－
（3）売掛金	1,136,914	1,136,914	－
（4）差入保証金	184,835	180,720	△4,114
資産計	7,690,773	7,686,659	△4,114
（1）買掛金	907,003	907,003	－
（2）未払金	241,996	241,996	－
（3）短期借入金	220,000	220,000	－
（4）長期借入金	286,298	285,974	△323
（5）リース債務	77,958	77,805	△153
負債計	1,733,256	1,732,779	△477

（注）上記には差入保証金のうち返還されないものの未償却残高は含まれておりません。

（注）１.金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

（1）現金及び預金、（2）受取手形、（3）売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（4）差入保証金

時価は一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

（1）買掛金、（2）未払金、（3）短期借入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（4）長期借入金、（5）リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、長期借入金には１年内返済予定の長期借入金、リース債務には１年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	90,000
関係会社株式	64,888

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3.金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	6,365,434	－	－	－
受取手形	2,807	－	－	－
売掛金	1,136,914	－	－	－
差入保証金	6,643	61,815	－	116,375
合計	7,511,799	61,815	－	116,375

4.長期借入金及びリース債務の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
長期借入金	194,868	91,430	－	－	－
リース債務	36,556	41,402	－	－	－
合計	231,424	132,832	－	－	－

6．持分法損益等に関する注記

当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

7．関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種　類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
役員及び主要株主	松　本　恭　攝	（被所有）直接　17.9%	当社代表取締役	新株予約権の権利行使（注）	130,502	－	－
役　員	永　見　世　央	（被所有）直接　0.3%	当社取締役	新株予約権の権利行使（注）	48,471	－	－

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

新株予約権の権利行使は、平成24年11月13日開催の臨時株主総会決議及び平成24年11月５日取締役会決議に基づき付与された第２回有償新株予約権、平成26年10月24日開催の定時株主総会決議及び平成26年11月21日取締役会決議に基づき付与された第５回有償新株予約権、平成27年５月22日開催の臨時株主総会決議及び平成27年５月12日取締役会決議に基づき付与された第７回有償新株予約権のうち、当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

8．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　242円29銭

⑵　１株当たり当期純利益　0円72銭

（注）当社は、平成30年２月１日付で株式１株につき100株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

9．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年９月13日

ラクスル株式会社

取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　高　田　慎　司　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　本　間　愛　雄　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、ラクスル株式会社の平成２９年８月１日から平成３０年７月３１日までの第９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年８月１日から平成30年７月31日までの第９期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年９月13日

ラクスル株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　森　尚美　㊞

監査役（社外監査役）　山田啓之　㊞

監査役（社外監査役）　琴坂將廣　㊞

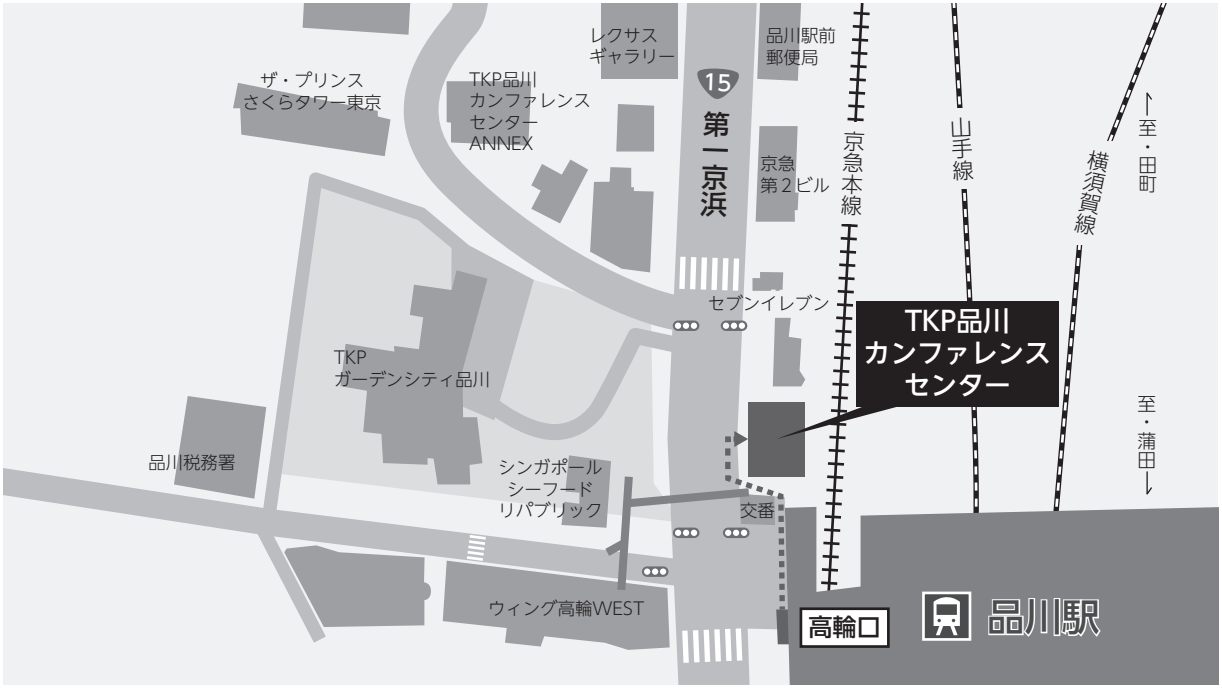
以　上

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区高輪３丁目26番33号　京急第10ビル　８階
ＴＫＰ品川カンファレンスセンター　バンケットホール８Ｆ



交通　　ＪＲ各線　品川駅　　高輪口より　　徒歩約１分
（京浜東北線・山手線・横須賀線・東海道本線・東海道新幹線）
京急本線　品川駅　　高輪口より　　徒歩約２分

お願い：駐車場はございませんので、電車等公共交通機関でご来場くださいますようお願い申し上げます。
またお土産、お弁当はご用意しておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。